

別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業
(脱炭素先行地域づくり事業)

1. 事業の要件

- ア 脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること。
- イ 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備であること。
- オ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- カ 事業全体（同一の脱炭素先行地域において民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和8年3月31日 環地域事発第2603314号）第3条第1項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、当該事業を含む。）の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- キ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ク 2. アを実施すること。ただし、脱炭素先行地域づくり事業によらず脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）整備を行う場合はこの限りでない。なお、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合はこの限りではない。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること（一部事務組合及び広域連合の場合は、事務事業編及び全ての構成地方公共団体において区域施策編を策定又は改定していること。）。ただし、令和7年度中に策定又は改定する場合については、この限りでない。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付

率等と同じとする。

サ 脱炭素先行地域づくり事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、重点対策加速化事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象外とする。

※事業を中止又は廃止し、脱炭素先行地域の目的を達成しない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

2. 交付対象事業の内容

ア 再エネ設備整備

(ア) 太陽光発電設備

事業実施 主体	地方公共団体（PPA・リース等を含む。以下同じ。） 民間事業者・個人（ともに地方公共団体からの間接交付に限る。以下同じ。）
交付率等	2／3 以内 （ソーラーカーポート等を導入する場合、交付対象事業費は上限 3 億円/件。）
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b 設置場所の積載荷重が 10kg/m ² 以下相当でないこと。 c IP 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1 以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。 d 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 e 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 f 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施す

	ること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施す
--	--

	ること。 (1) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 g PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 h リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 i 次の（a）～（c）のいずれかを満たすこと。 (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、（c）に準じること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。（※1））に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（（a）及び（b）の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※2）が生じ、脱炭素先行地域内で
--	--

	消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。 ※1 ただし、脱炭素先行地域に選定された際に、地域間連携の取組として評価された場合はその限りではない。 ※2 発電量の 30%以内とする。 j ソーラーカーポート等を導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。 k 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の（a）・（b）を満たすこと。 （a）次の①又は②に適合すること。 ① 屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第 4 条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。 ② 屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 88 条を遵守し、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JIS C 61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電氣的安全性に対して、耐え得る構造であること。加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。 （b）太陽光発電モジュールとその他の部分（窓ガラス等）は同一の者が導入すること。
--	---